

中津川西部テクノパーク建設推進協議会準備会議 次第

平成 29 年 3 月 21 日（火） 18 : 30～

坂本事務所 コミュニティ・ルーム

1. あいさつ

2. 議事

■中津川西部テクノパーク建設推進協議会の設立について

- ・中津川西部テクノパーク建設推進協議会の設立について（主旨）

- ・中津川西部テクノパーク建設推進協議会規約（案）について

- ・中津川西部テクノパーク建設推進協議会役員の選任について

3. その他

▶中津川西部テクノパーク建設推進協議会の設置について



■目的

- 本会は、中津川市総合計画及びリニアのまちづくりビジョンその他の構想に基づき、市と相互に連携し、情報を共有することによって中津川西部テクノパーク整備事業の円滑な推進を図り、もって産業の活性化、雇用の創出及び周辺地域の良好な住環境を維持することを目的とする。

■協議事項

- 事業の促進、啓発に関すること。
- 事業計画及び工事に係る行政との連絡調整に関すること。
- 対象区域の環境保全に関すること。
- その他目的達成に必要な事項に関すること。

■対象区域

- 坂本第 6 区
- 坂本第 7 区
- 坂本第 8 区

■委員構成（13人）

- 地区代表者（各区2）・・・ **対象区域の区長及びテクノパーク隣接地域より選出された者**
- 地権者代表者（各区1）・・・ **テクノパーク計画区域内の地権者より選出された者**
- 坂本区長会（1）・・・ **坂本区長会より選出された者**
- 公益財団法人茄子川地域振興財団（1）・・・ **茄子川財団より選出された者**
- 用水組合（1）・・・ **日影用水組合より選出された者**
- 農業委員（1）・・・ **計画区域の農業委員**

■役員

- 最高顧問（1）・・・ 坂本区長会より選出された者
- 会長（1）・・・ 坂本第 7 区長（造成面積が最も多い地区の区長）
- 副会長（2）・・・ 坂本第 6 区長、茄子川財団より選出された者
- 書記（1）・・・ 坂本第 8 区長

■相談役

- 中津川市議会議員（地元選出議員）3名
- 坂本区長会（区長会長、区長会顧問）2名

■協議会組織

- 次頁のとおり

■協議会規約

- 添付「中津川西部テクノパーク建設推進協議会規約（案）」のとおり

➤ 中津川西部テクノパーク建設推進協議会の組織について（案）



■ 協議会組織（案）

役 職	氏 名	団体・所属
最 高 顧 問		坂本区長会
会 長		坂本第7区（区長）
副 会 長		坂本第6区（区長）
//		公益財団法人茄子川地域振興財団
書 記		坂本第8区（区長）
委 員		坂本第6区（地域代表）
//		坂本第7区（地域代表）
//		坂本第8区（地域代表）
//		坂本第6区（地権者代表）
//		坂本第7区（地権者代表）
//		坂本第8区（地権者代表）
//		農業委員
//		日影用水組合
相 談 役		中津川市議会議員
//		中津川市議会議員
//		中津川市議会議員
//		坂本区長会
//		坂本区長会

中津川西部テクノパーク建設推進協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、中津川西部テクノパーク建設推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、中津川市総合計画及びリニアのまちづくりビジョンその他の構想に基づき、市と相互に連携し、情報を共有することによって中津川西部テクノパーク整備事業（以下「事業」という。）の円滑な推進を図り、産業の活性化、雇用の創出及び周辺地域の良好な住環境を維持することを目的とし、もって、地域のまちづくりに貢献するものとする。

（協議事項）

第3条 協議会は、地域住民と市が協働して事業を進めるため、次に掲げる事項について協議する。

- （1） 事業の推進及び啓発に関すること。
- （2） 事業計画及び工事に係る行政との連絡調整に関すること。
- （3） 対象区域の環境保全に関すること。
- （4） その他前条の目的の達成に必要な事項に関すること。

（対象地域）

第4条 協議会の対象地域は、坂本第6区、坂本第7区及び坂本第8区とする。

（組織）

第5条 協議会委員は、次に掲げる者又は団体より選出された者それぞれ1名で組織する。

- （1） 対象地域の区長
- （2） 対象地域毎のテクノパーク隣接者より選出された者
- （3） 対象地域毎のテクノパーク地権者より選出された者
- （4） 日影用水組合
- （5） 対象地域の農業委員
- （6） 公益財団法人茄子川地域振興財団
- （7） 坂本区長会

（役員を選出）

第6条 協議会に、最高顧問1名、会長1名、副会長2名及び書記1名を置く。

（役員の職務）

第7条 役員の職務分担は、次のとおりとする。

- （1） 最高顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べる。

- (2) 会長は、協議会を代表し、会務全般を統括する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
- (4) 書記は、会議記録の作成、文書の保管など庶務を統括する。

2 役員は、次の者をもって充てる。

- (1) 最高顧問 坂本区長会より選出された者
- (2) 会長 坂本第7区長
- (3) 副会長 坂本第6区長並びに公益財団法人茄子川地域振興財団より選出された者
- (4) 書記 坂本第8区長

(相談役)

第8条 協議会に相談役をおくことができる。

- 2 相談役は、会長が委嘱する。
- 3 相談役は、会長からの諮問に応じ、会務につき意見を述べる。
- 4 相談役の任期は、委嘱した会長の残任期間とする。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、過半数の出席で開会する。

- 2 会議は、出席者の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長がこれを決する。
- 3 会議は、会長が議長となる。

(役員会)

第10条 役員会は第7条第2項に掲げる者で組織し、必要に応じて協議会委員の出席を求めることができる。

- 2 役員会は、会議に提案する事項についての事前協議・調整を行う。

(経費)

第11条 協議会は、補助金、交付金及びその他の収入によって運営する。ただし、財産（協議会名義の預貯金等をいう。）について会員は持ち分を有しない。

(設置期間)

第12条 協議会は、事業の完了した日をもって解散する。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会に必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規約は、平成29年 月 日から施行する。